

## V 障害のある子どもへの支援

### 1 基本的な視点

#### (1) できるだけ早い時期から、身近な地域で支援が受けられる体制づくり

障害のある子ども本人の最善の利益（※1）を考慮しながら、子どもの健やかな育成を支援するため、できるだけ早い時期、障害の疑いのある段階から、子どもやご家族にとってより身近な地域で専門的な支援が受けられるよう、必要なサービスの確保を図っていきます。併せて、障害児通所支援などの専門的な支援を利用することにより、障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する体制づくりを目指していきます。

#### (2) 切れ目のない一貫した支援

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、障害福祉サービスや児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。

支援を必要としている障害のある子ども及びご家族に対し、入学や進学、卒業などによって支援が途切れないよう、乳幼児期、就学前、学齢期、青年期、そして就労に至るまで関係機関が連携を図り、一貫した効果的な支援を行い、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援体制を構築します。

#### (3) 特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児（※2）、難聴児など特別な支援が必要な障害のある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるよう障害児支援の充実を図るとともに、保健、医療、教育等の各専門分野の支援が受けられるよう連携し、支援体制を構築していきます。

---

#### ※1 子どもの最善の利益

「児童の権利に関する条約」において基本原則として掲げられている、子どもの福祉に関する広い範囲の問題を決定するために、ほとんどの裁判所が準拠する原則。

#### ※2 医療的ケア児

児童福祉法第56条の6第2項に規定される「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」。

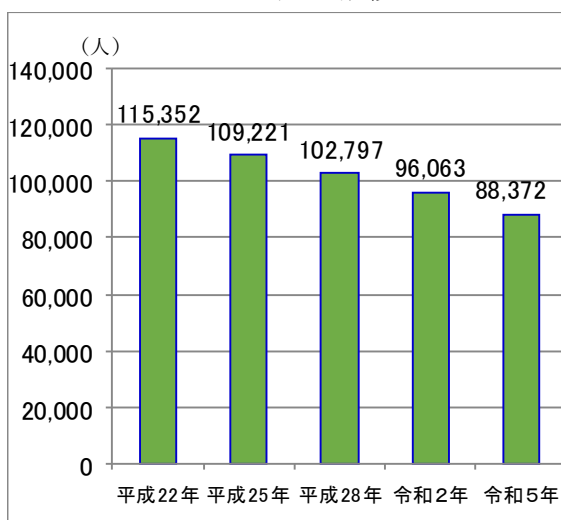
## 2 障害のある子どもの動向

### (1) 18歳未満の人口の推移等

本県の18歳未満の人口は、年々減少し、令和5年3月31日現在では、約8万8千人、6才未満の人口は約2万5千人となっています。(図V-2-1参照)

また、18歳未満の障害者手帳の交付者数は、1,547人で、18歳未満人口の約1.8%を占めています。(図V-2-2参照)

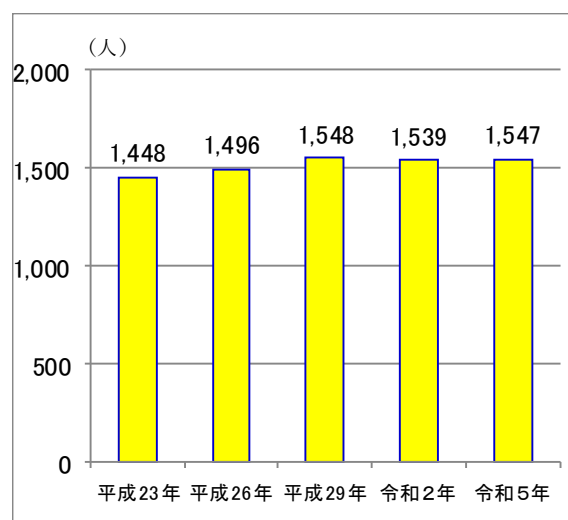
■ 図V-2-1 高知県の18歳未満の人口推移



資料：総務省統計局「国勢調査」より

※平成25、28年、令和5年は高知県推計人口調査より

■ 図V-2-2 障害者手帳交付者数(18歳未満)の推移

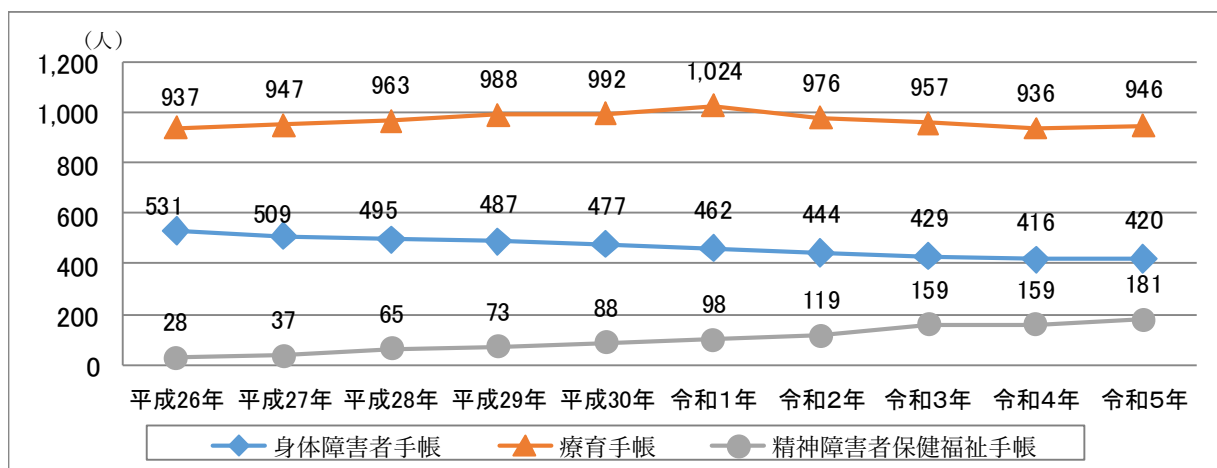


※各年3月31日現在

### (2) 各種手帳の交付状況等

身体障害者手帳の交付者数は、減少傾向ですが、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は増加傾向にあります。(図V-2-3参照)

■ 図V-2-3 各障害者手帳交付者数(18歳未満)の推移(各年3月31日現在)

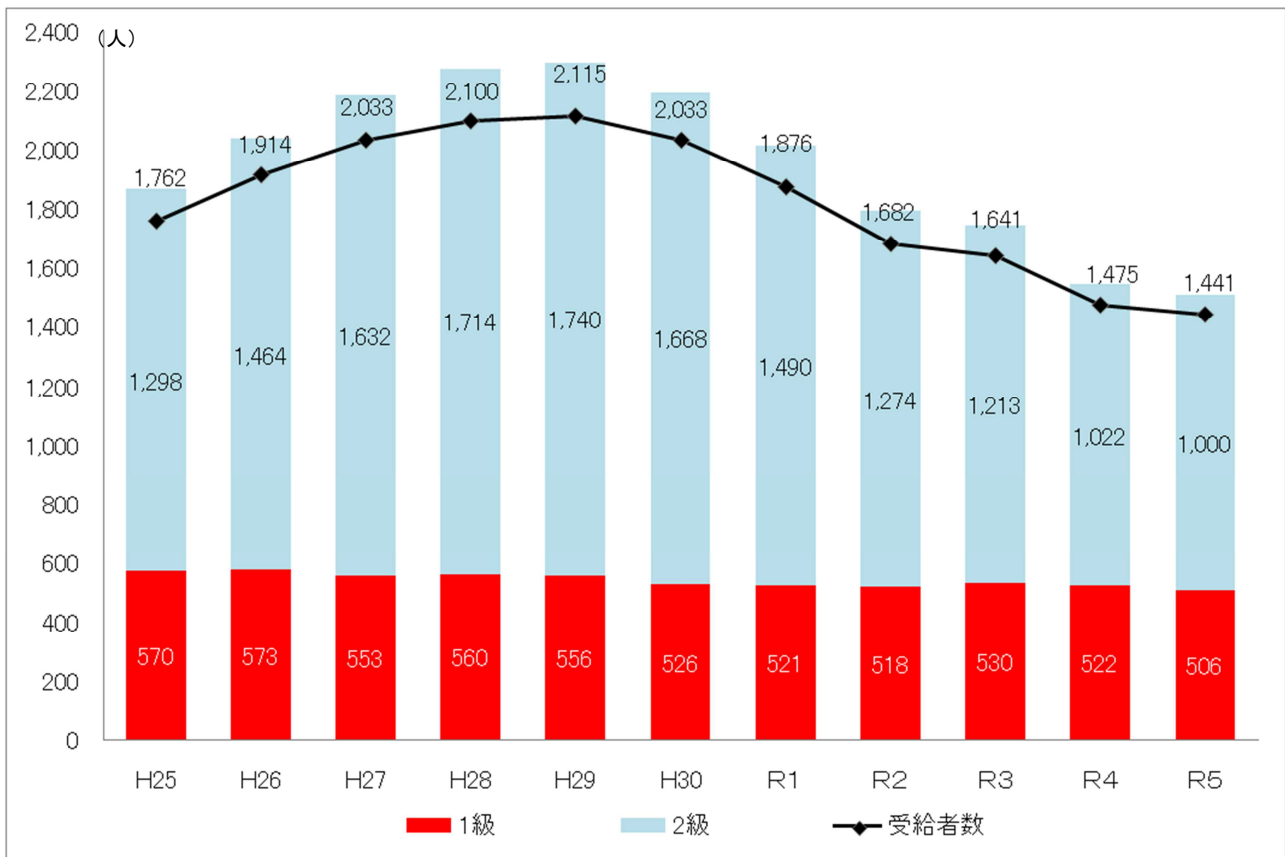


(3) 特別児童扶養手当

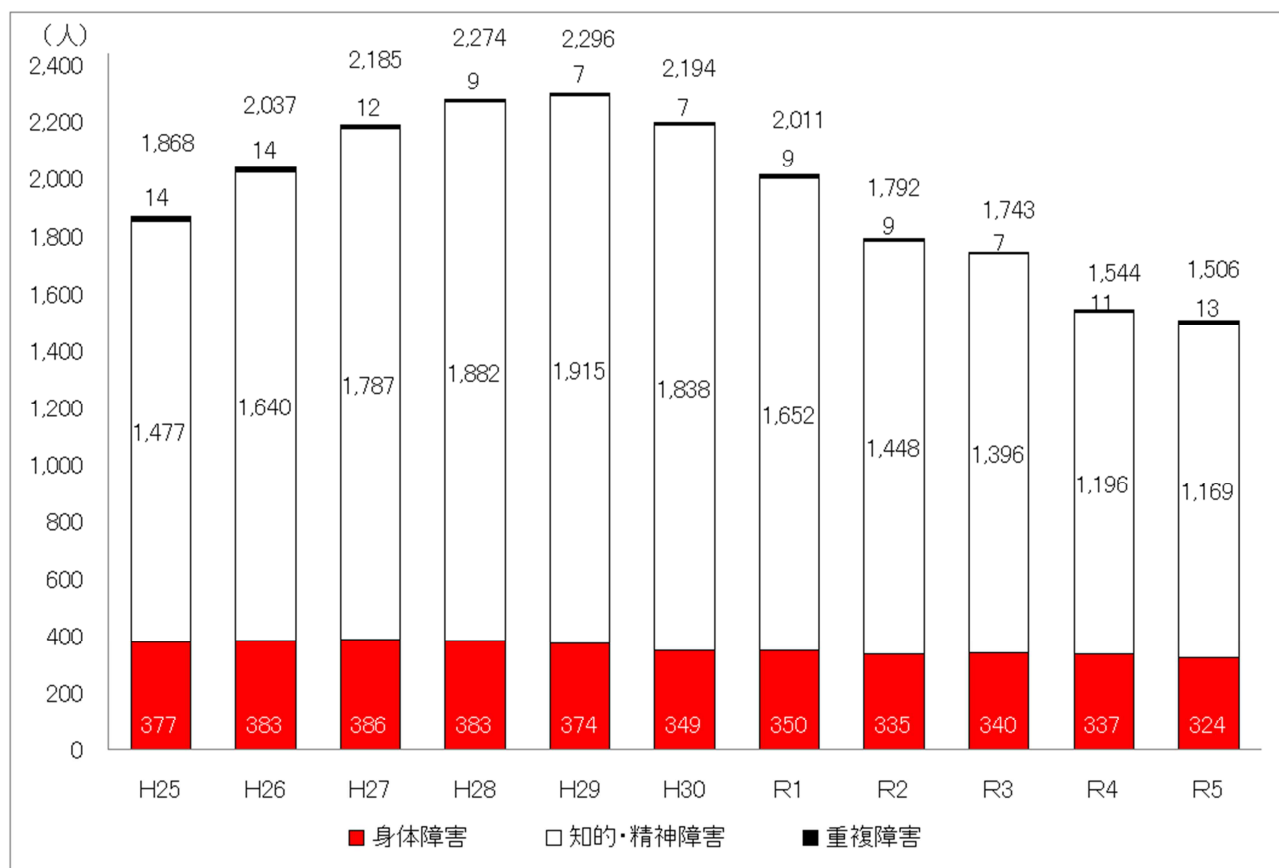
令和5年3月31日現在の受給者数は1,441人で、支給対象障害児数は1,506人と平成29年をピークに減少傾向にあります。また、支給対象障害児数のうち2級が約7割となっています。(図V-2-4参照)

障害別では、支給対象障害児数のうち知的・精神障害が約8割となっています。(図V-2-5参照)

■ 図V-2-4 受給者数及び級別支給対象障害児数の推移 (各年3月31日現在)



■ 図V-2-5 障害別支給対象障害児数の推移（各年3月31日現在）



(4) 障害児保育の実施状況

県内では、169か所の保育所（認可保育所）で509人の障害のある子どもを受け入れています。

■ 表V-2-1 障害児保育の実施状況

年度	障害児受入保育所数	障害児数	うち特別児童扶養手当支給対象数
令和4年度	169	509	(162)
令和元年度	180	528	(203)

(5) 特別支援学校（国・公立）・特別支援学級在籍児童生徒数等

特別支援学校に在籍する児童生徒の中では、知的障害の児童生徒が最も多く、全生徒数の約8割となっています。（表V-2-2参照）また、卒業生の進路状況では、毎年、卒業生の約2～3割が就業し、約5～7割が福祉施設等を利用しています。（図V-2-6参照）

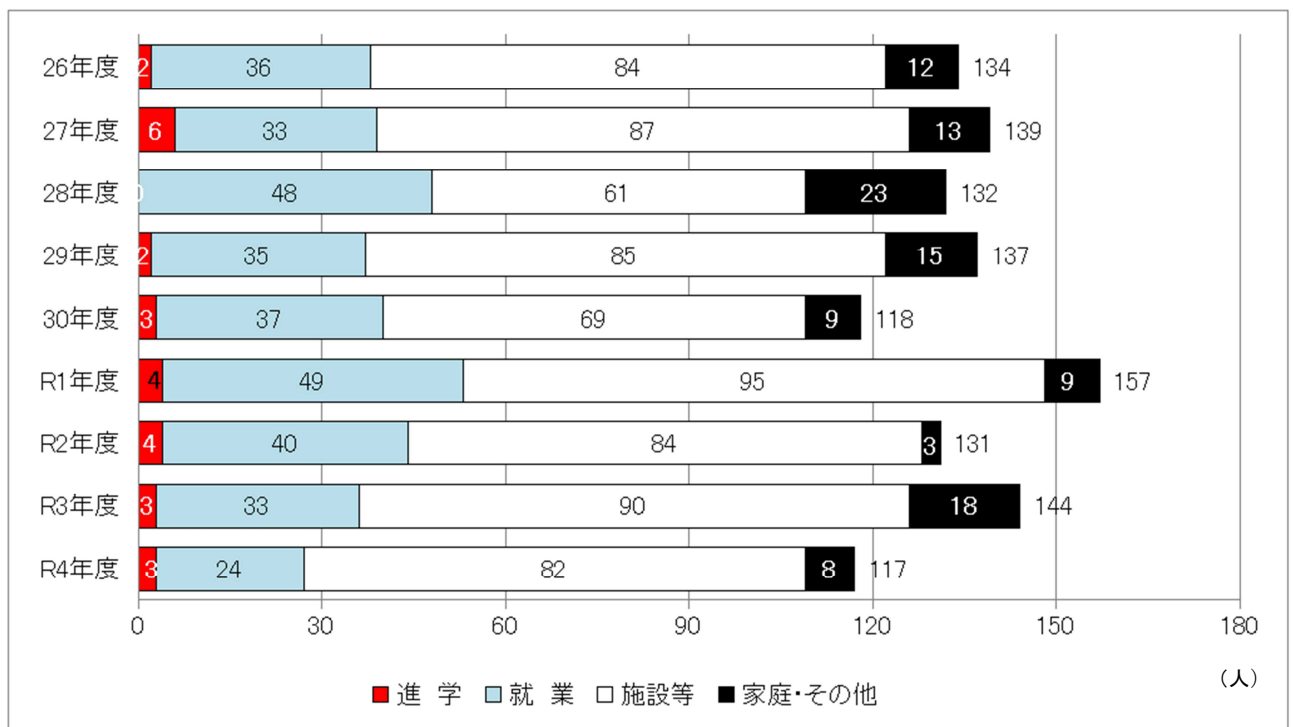
特別支援学級に在籍する児童生徒の中では、知的障害及び自閉症・情緒障害の児童生徒が多く、合わせて全生徒数の約9割となっています。（表V-2-3参照）

■ 表V-2-2 特別支援学校（国・公立）障害種別児童生徒数（R5.5.1現在）

		視覚障害	聴覚障害	病弱	肢体不自由	知的障害	計
小学部		5	8	4	52	155	224
中学部		3	3	10	33	137	186
高等部	1年	4	1	7	6	125	143
	2年	3	4	4	12	120	143
	3年	3	0	3	8	124	138
	小計	10	5	14	26	369	424
合計		18	16	28	111	661	834

※高等部には専攻科及び理療科を含む。

■ 図V-2-6 特別支援学校卒業生の進路状況



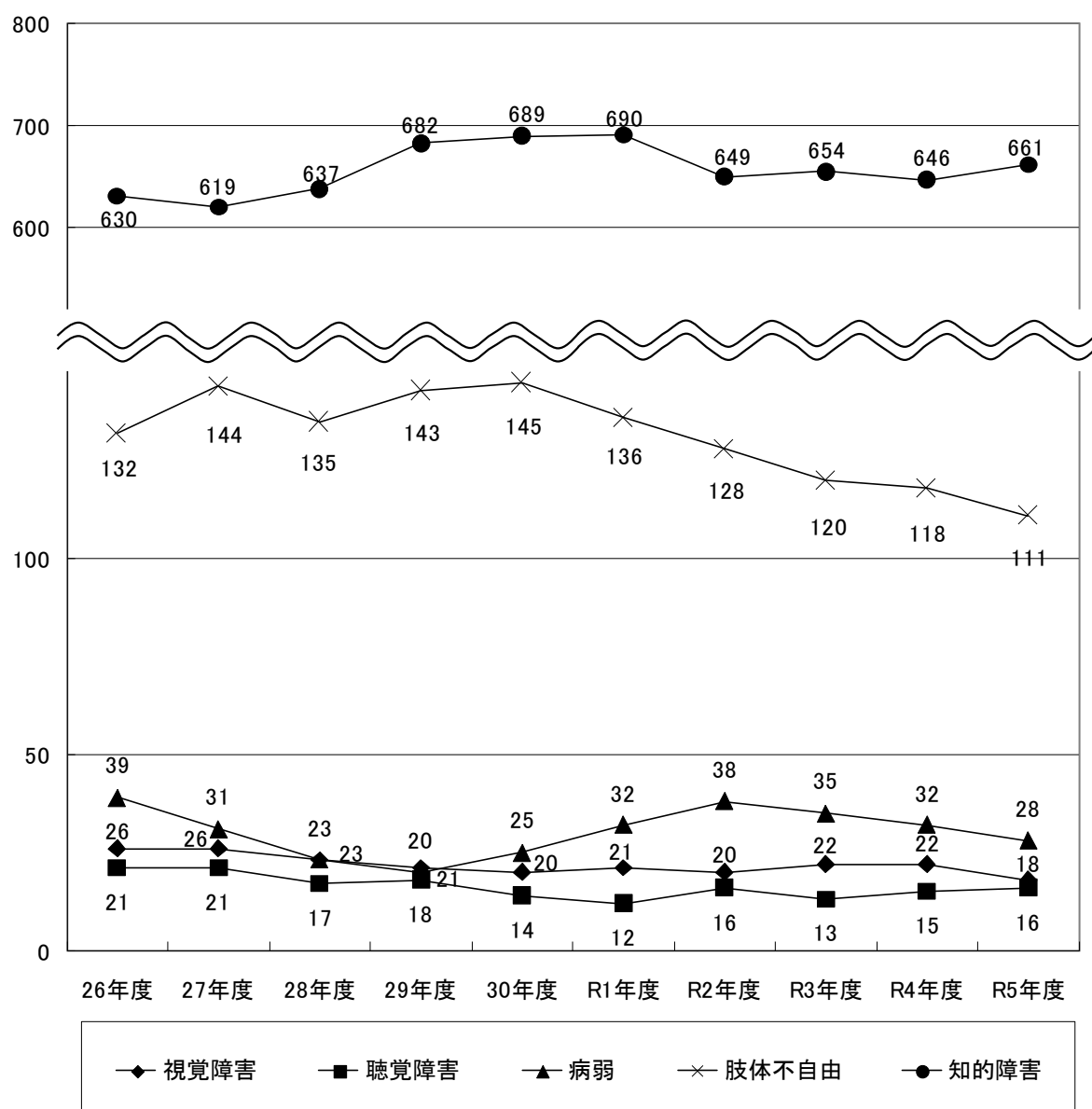
■ 表V-2-3 特別支援学級児童生徒数（R5.5.1現在）

	視覚障害	聴覚障害	言語障害	病弱・ 身体虚弱	肢体 不自由	知的 障害	自閉症・ 情緒障害	計
小学校	6	14	7	41	33	279	1,241	1,621
中学校	3	4	0	32	7	179	478	703
合計	9	18	7	73	40	458	1,719	2,324

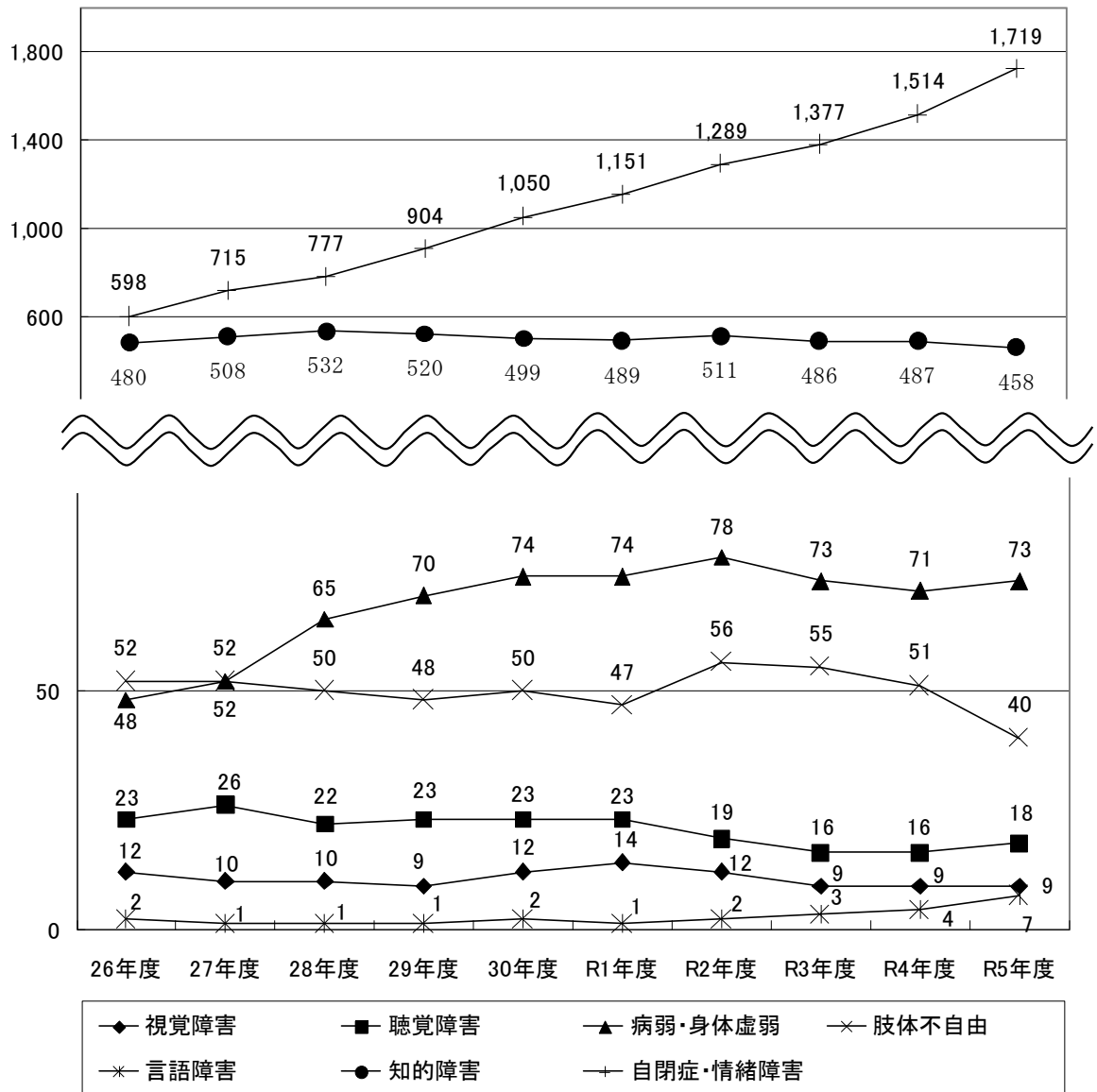
【参考】特別支援学校（国・公立）及び特別支援学級障害種別児童生徒数の推移

※各年度5月1日現在

【特別支援学校】



【特別支援学級】



(6) 療育福祉センターの状況

県立療育福祉センターは、障害のある子どもとその家族の相談に応じ、早期療育の支援を行う総合的な施設として、平成 11 年 4 月に開設しました。

また、平成 18 年には、発達障害児・者に対する支援を充実するため、発達障害者支援センターを設置しました。

① 外来診療

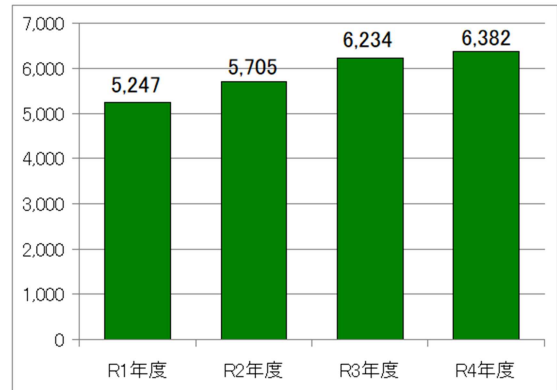
外来患者数は、医師の交替など診療体制の変更により、平成 28 年度に大きく減少しましたが、それ以降は増加傾向となっています。

(図 V-2-8 参照)

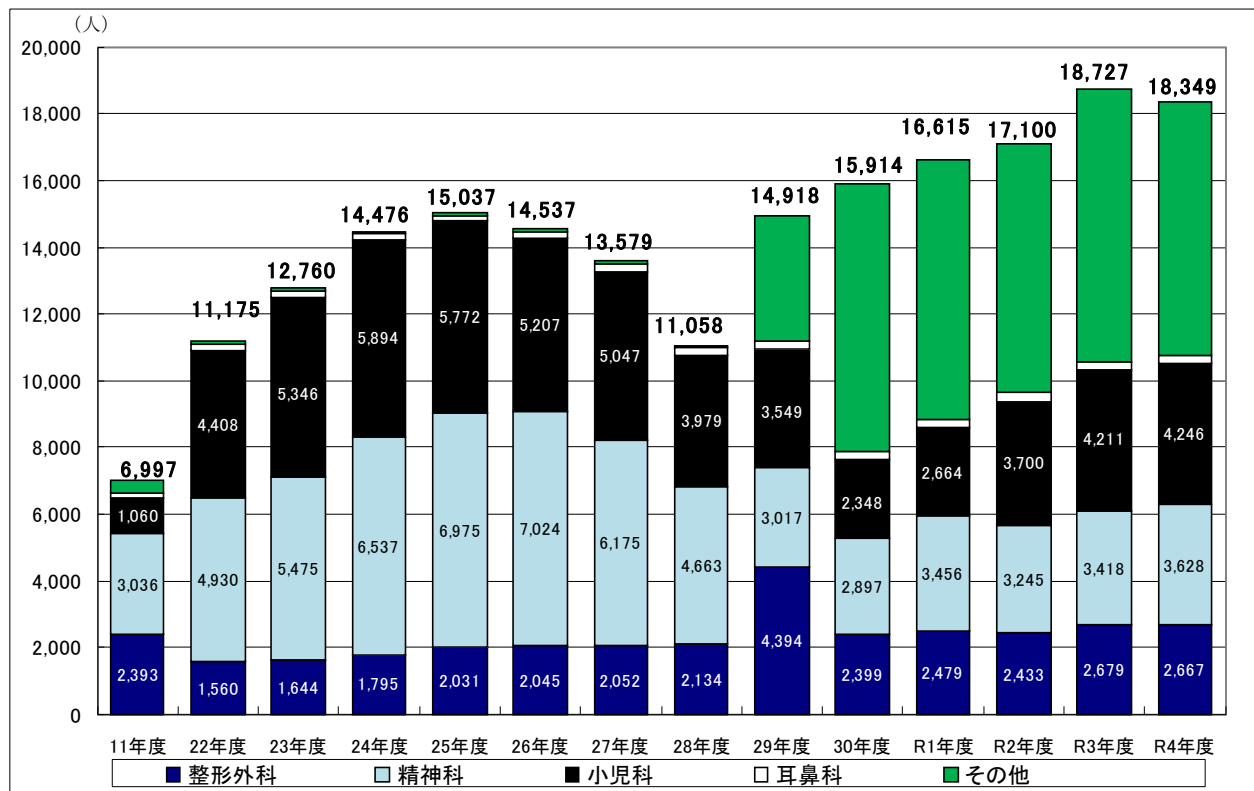
発達障害の受診者数は、増加傾向となっています。

(図 V-2-7 参照)

■ 図 V-2-7 療育福祉センター  
発達障害受診者数の推移 (単位:人)



■ 図 V-2-8 療育福祉センターの外来患者数の推移



※平成 29 年 8 月まではリハビリ前診察の患者数を整形外科、精神科、小児科のそれぞれに含み、平成 29 年 9 月以降はその他に含む。



## ② 早期発見・早期支援の充実

県立療育福祉センターに設置している発達障害者支援センターでは、できるだけ早い時期から子どもの発達の状態に合わせて、子どもとその家族に適切な支援を行っていくため、乳幼児健診を活用した早期発見や、その後の早期支援の取り組みを行う市町村を支援しています。

また、保護者や養育者等が発達障害のある子どもに対して適切な対応をとることができるように、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどを実施できる体制づくりに取り組んでいます。(表V-2-4参照)

## ③ 高知ギルバーク発達神経精神医学センターの取り組み

平成24年4月に設置された高知ギルバーク発達神経精神医学センターでは、スウェーデンのヨーテボリ大学のクリストファー・ギルバーク教授の指導を得ながら、県内の医師や専門職を対象とした研修会・学習会を定期的で開催し、医師及び専門職の人材育成を行っています。また、中山間地域などを対象とした支援モデル事業、教育との連携の取り組みや研究の成果を施策に活かすことにより高知県の発達障害児者への支援体制の構築に寄与することを目的に活動しています。

令和4年度には、研究活動をさらに活性化していくために、高度な研究機関である高知大学を加えた三者協定(ヨーテボリ大学ギルバーク神経精神医学センター、高知大学、高知県)を締結しています。

■ 表V-2-4 発達障害者支援センター、高知ギルバーク発達神経精神医学センターの取り組み

取り組み	取り組みの内容
乳幼児健診を活用した早期発見	市町村の乳幼児健診の際に、ESSENCE-Qなどを活用してスクリーニングを行い、フォローが必要な子どもを発見する
親カウンセリング	発見後に、保護者をサポートしながら、経過観察や受診の勧奨などの親カウンセリングを行う
早期療育親子教室	確定診断前に、一人ひとりの発達の状況に応じた個別療育支援を行う
乳幼児健診従事者への研修	乳幼児の発達の見立てや保護者への関わり方などについて、市町村の保健師等への研修を行う
ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング	環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善などを目的としたプログラム
専門職チームによる早期支援体制整備事業	障害児通所支援事業所などの参入が見込めない中山間地域において、保育所等へ専門職(心理職、言語聴覚士等)が助言等を行う

(7) 乳幼児健診等における早期発見の状況

令和4年度に各市町村で実施された乳幼児健診において、障害がある又は障害の疑いがあることにより支援が必要とされた人数は、表V-2-5のとおりでした。

障害別では、知的・発達障害が692人と最も多く、5割を占めています。

■ 表V-2-5 支援を必要とする児童の実態調査結果（令和4年度）

圏域	乳幼児健診 受診者数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	知的障害 発達障害	その他 (重複含む)
安芸	364	14	1	0	99	7
中央東	1,532	16	0	5	267	34
中央西	5,614	245	6	0	111	250
高幡	484	1	0	0	49	6
幡多	791	21	0	0	166	8
合計	8,785	297	7	5	692	305

(8) 医療的ケア児の状況

令和5年5月時点での市町村調査において、医療ケアが必要な医療的ケア児の人数は、表V-2-6のとおりでした。必要な医療ケアの内訳としては、経管栄養が50人と最も多く、次いで在宅酸素が46人でした。

また、障害福祉サービス等を利用していない医療的ケア児もいることから、実際にはこれ以上の医療的ケア児がいるものと考えられます。

■ 表V-2-6 未就学の医療的ケア児について調査結果（令和5年度調査）

圏域	医療的 ケア児	内 訳					
		人工呼吸 器	在宅酸素	気管切開	経管栄養	導尿	その他
安芸	3	0	1	0	1	1	0
中央東	20	1	11	2	7	3	15
中央西	55	6	25	6	34	7	27
高幡	5	0	2	0	2	0	1
幡多	12	2	7	5	6	0	12
合計	95	9	46	13	50	11	55

※上記内訳の状態が複数の児童もいるため、内訳の合計とは一致しない。

### 3 障害児支援の提供体制の整備等の目標

#### (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

##### 成果目標

児童発達支援センターの設置数（令和8年度末のセンター数）	12ヶ所
保育所等訪問支援が利用できる市町村数	全市町村

##### ① これまでの実績

児童発達支援センターについては、令和3年度から令和5年度までに中央西圏域に1か所整備され、令和5年7月末現在、7か所（安芸圏域1、中央東圏域1、中央西圏域4、幡多圏域1）あります。

保育所等訪問支援事業所については、令和5年7月末現在、43か所（安芸圏域2、中央東圏域7、中央西圏域31、高幡圏域1、幡多圏域2）あります。

保育所等訪問支援については、すでに全市町村において利用することができますが、これは県立療育福祉センターが全市町村を対象としているためであり、8市町村については県立療育福祉センター以外の事業所の対象地域とはなっていません。

（ただし、8市町村の中でも療育福祉センター以外の事業所の利用実績がある市町村もあります。）

##### ② 目標設定の考え方等

児童発達支援センターは、令和4年度の児童福祉法改正により、地域における障害児支援の中核的機能を担うことが明記され、各市町村又は各圏域に1か所以上の設置が求められています。このため、現在、センターの無い高幡圏域をはじめ圏域内にセンターの設置はあるものの近隣に無い地域、人口規模からさらに必要な地域等に新たに5か所の設置（既存の児童発達支援事業所のセンター化を含む）を目標とします。

保育所等訪問支援については、事業所の無い地域に新たに3か所整備することで、県内すべての市町村で複数の保育所等訪問支援が利用できる体制を構築していきます。

##### ③ 目標達成への取り組み

○ 児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所の整備にあたっては、障害のある子どもへの通所支援に加えて、その家族に対する支援や、保育所等の地域の子育て支援の場に対する支援を行うことができる人材が必要となるため、体系的な研修を実施するなど専門的な人材を養成していきます。

○ 事業所の整備にあたっては、施設整備に対する助成を行うなど、必要なサービスの確保に取り組みます。

(2) 重症心身障害児及び医療的ケア児等に対する支援の充実

**成果目標**

主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の確保（令和8年度末の事業所数）	8ヶ所
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保（令和8年度末の事業所数）	11ヶ所
医療的ケア児支援の協議の場の設置	県 : 1 中核市 : 1
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	全市町村 <small>(※) 医療的ケア児が居住していない市町村を除く</small>
医療的ケア児支援センターの設置	1ヶ所

① これまでの実績

主に重症心身障害児を支援する事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）については、令和5年7月末現在、児童発達支援は6か所（中央東圏域1、中央西圏域4、幡多圏域1）、放課後等デイサービスは9か所（中央東圏域1、中央西圏域7、幡多圏域1）あります。

医療的ケア児支援の協議の場については、平成30年度に「高知県重症心身障害児等支援体制整備協議会」、令和元年度には高知市において「高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会」が設置されました。

県では令和元年度から医療的ケア児及びその家族に対する支援の総合調整を担う医療的ケア児等コーディネーターの養成を実施し、令和4年度末には109人が修了しています。

また、令和3年度には、医療的ケア児やその家族等からの相談に対応するため、重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」を設置しました。

② 目標設定の考え方等

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、現在、事業所の無い安芸・高幡圏域で、既存の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所での支援も含め、重症心身障害児を支援する体制を確保することを目標とします。

医療的ケア児支援の協議の場については、市町村ごとの課題解決に向けて協議を行う場の設置を促進することとします。

③ 目標達成への取り組み

- 重症心身障害児が身近なところで支援を受けられるよう、サービス提供体制の充実を図るとともに、主に重症心身障害児を支援する事業所以外の通所支援事業所での受入れを促進していきます。
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援を充実するため、重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」で相談対応を行うとともに、養成した医療的ケア児等コーディネーターの派遣や支援力の向上を行っていきます。
- 医療的ケア児などが利用できる短期入所事業所の充実に努めるとともに、家族等の介護の負担を軽減するため、訪問看護師が在宅でのケアを代替するなどのレスパイトサービス<sup>(※)</sup>を充実し、重度障害児者の在宅生活を支援します。

(3) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

**成果目標**

**難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築**

聴覚障害児を含む難聴児が、適切な支援を円滑に受けられるよう、県立療育福祉センター（児童発達支援センター）、県立高知ろう学校（特別支援学校）、高知大学医学部附属病院（乳幼児の精密聴力検査機関）等が連携（令和3年度に高知県聴覚障害児等支援体制整備協議会を設置）することで難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実を図ります。

特に、難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、言語・コミュニケーション手段の円滑な獲得につなげることができるとされているため、難聴児の早期発見・早期療育推進を図ることが重要となります。そのため、発見から教育・療育へのつなぎや、関係機関が連携して、難聴児及びその家族を切れ目なく支援するため、以下を県の「難聴児支援を総合的に推進するための計画」と位置づけ、その取組を推進します。

- 県では、新生児聴覚検査連絡協議会において、検査の実施体制や関係機関の連携体制構築等を検討することにより、検査精度の維持向上を図り、要精密検査の早期発見や要検査となった子どもの診断の充実につなげます。

---

※ レスパイトサービス

介護者の日々の疲れなどに対し、一時的に介護等を代替することで、介護者の負担軽減を図るサービス。

- 難聴と診断された子どもとその家族等への相談支援や支援者向け研修会の実施及び普及啓発等に取り組むとともに、難聴児支援を担う関係機関が、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育に至るまでの流れや、連携・支援に関する課題等を共有することにより、切れ目ない支援体制の充実につなげます。
- 特別支援学校のセンター的機能及び地域での相談機能を強化させるため、県立高知ろう学校等の教員等の専門性の向上に向けた取組の充実と、地域における保健・医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談等に取り組みます。

#### (4) 発達障害者等に対する支援の充実

##### 活動指標

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施体制	全市町村
ペアレントメンターの人数（令和8年度末の登録者数）	16人

##### ① これまでの取り組み

発達障害者等に対する支援については、発達障害者支援センターを設置して相談支援等を実施しているほか、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、地域における支援を実施しています。

発達障害者等の早期発見・早期支援については、乳幼児健診従事者を対象とした研修会の実施や、心理職や言語聴覚士などの専門職の関与を促進し、できるだけ早く支援につながる仕組みづくりに取り組んでおり、令和5年度時点では全市町村において乳幼児健診後のアセスメントの場に専門職が関与しています。さらに発達障害者及びその家族等への支援が重要であることから、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を実施することができる人材の養成等を実施し、9市町村においてペアレントトレーニング等が行われています。（※ティーチャーズトレーニングや上手にほめて楽しい子育て講座を含めると13市町村）

このほか、自らも発達障害のある子育てを経験し、同じような発達障害のある子どもをもつ親に対して共感的なサポートを行うペアレントメンターについては、平成23年度から養成セミナーを実施、延べ61人が受講し、うち9人がペアレントメンターとして実際に相談対応を行っています。

## ② 指標設定等の考え方

発達障害のある子どもへの早期支援については、専門的な医療機関や事業所の有無に関わらず、身近な子育て支援の場においてスタートすることが必要であることから、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施体制がすべての市町村で整備されることを目標とします。

ペアレントメンターについては、発達障害のある子どもの家族への相談対応を充実するため、登録者の増加とともに、それぞれの地域において相談会などを設けることができるよう、各圏域に1人以上のペアレントメンターの登録を目標とします。

## ③ 今後の取り組み

○ 乳幼児健診などから家族の育児不安の解消や子育て支援を行うため、発達障害者支援センターの地域支援機能の充実を図るとともに、心理職や言語聴覚士など専門職による巡回支援など支援体制の充実を図ります。

○ 県では、乳幼児期から就労に至るまで、一貫した支援を行っていくためのツールである「つながるノート」を作成し、希望する人に配付しています。この「つながるノート」を活用することでライフステージを通じた支援が受けられる体制の構築を目指します。

○ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等については、地域の身近な支援者が発達障害のある子どもの家族等に対して実施できるよう、養成セミナーなどを通して人材育成を図ります。

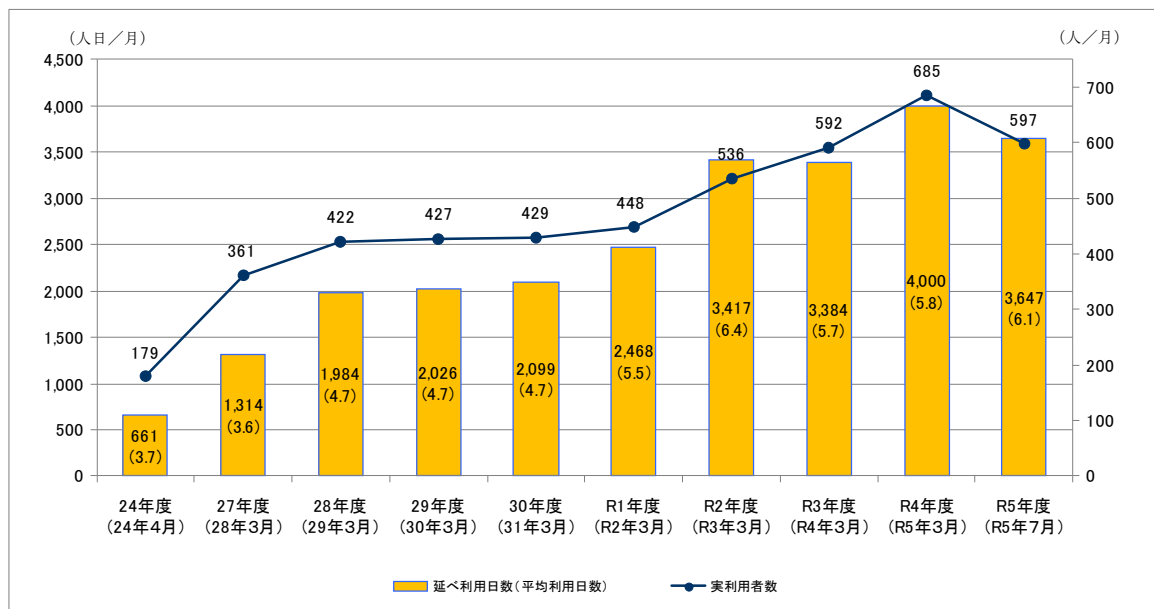
○ 県内で発達障害に関する専門医師等の養成を引き続き進めていく必要があることから、平成24年度に開設した「高知ギルバーク発達神経精神医学センター」において、引き続き専門医師等の養成に取り組むとともに、平成30年度に高知大学医学部に開設した寄附講座において児童精神科医の育成に取り組みます。

## 4 障害児施設等の利用状況

### (1) 児童発達支援

延べ利用日数、実利用者数ともに増加傾向にあります。(図V-4-1 参照)

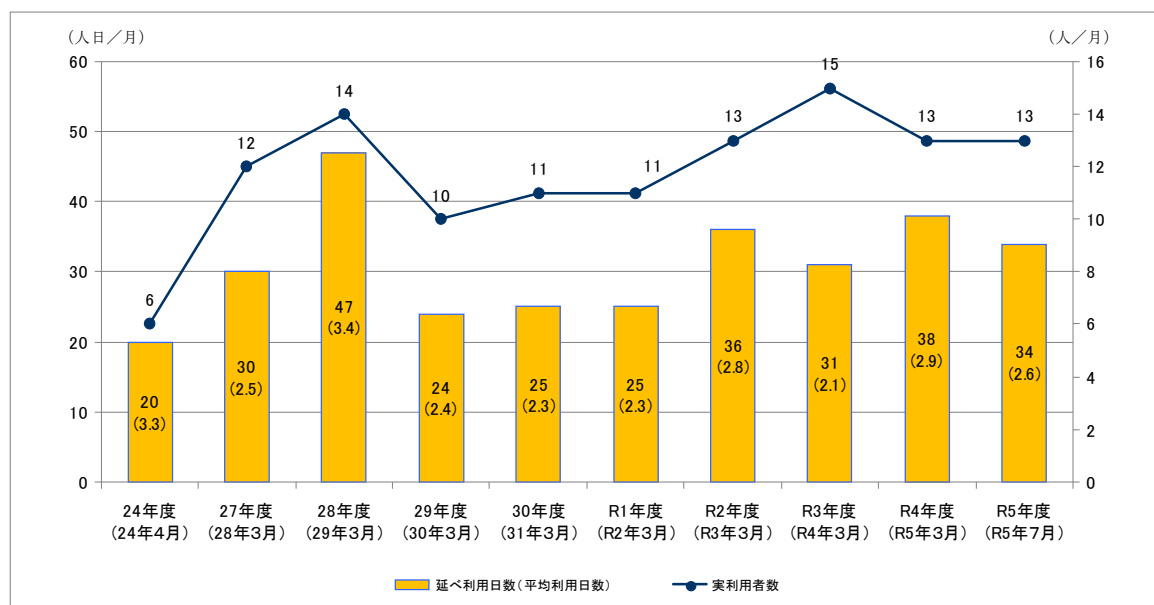
■ 図V-4-1 児童発達支援 延べ利用日数及び実利用者数の推移



### (2) 医療型児童発達支援

延べ利用日数、実利用者数ともに令和2年度に増加して以降、ほぼ横ばいとなっています。(図V-4-2 参照)

■ 図V-4-2 医療型児童発達支援 延べ利用日数及び実利用者数の推移

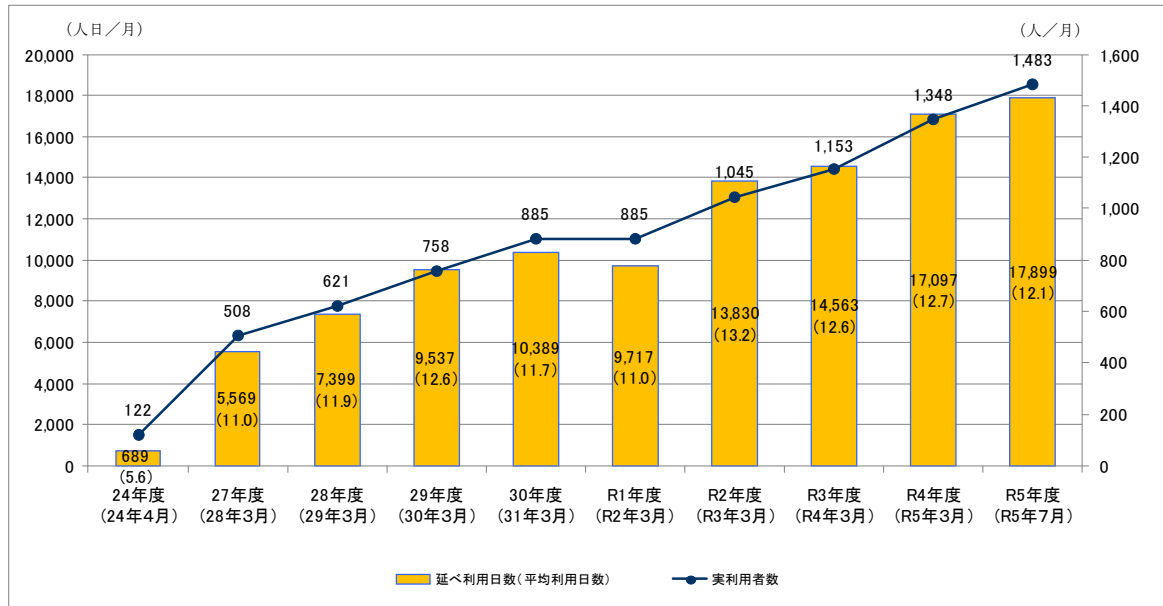




(3) 放課後等デイサービス

延べ利用日数、実利用者数ともに増加傾向にあります。(図V-4-3参照)

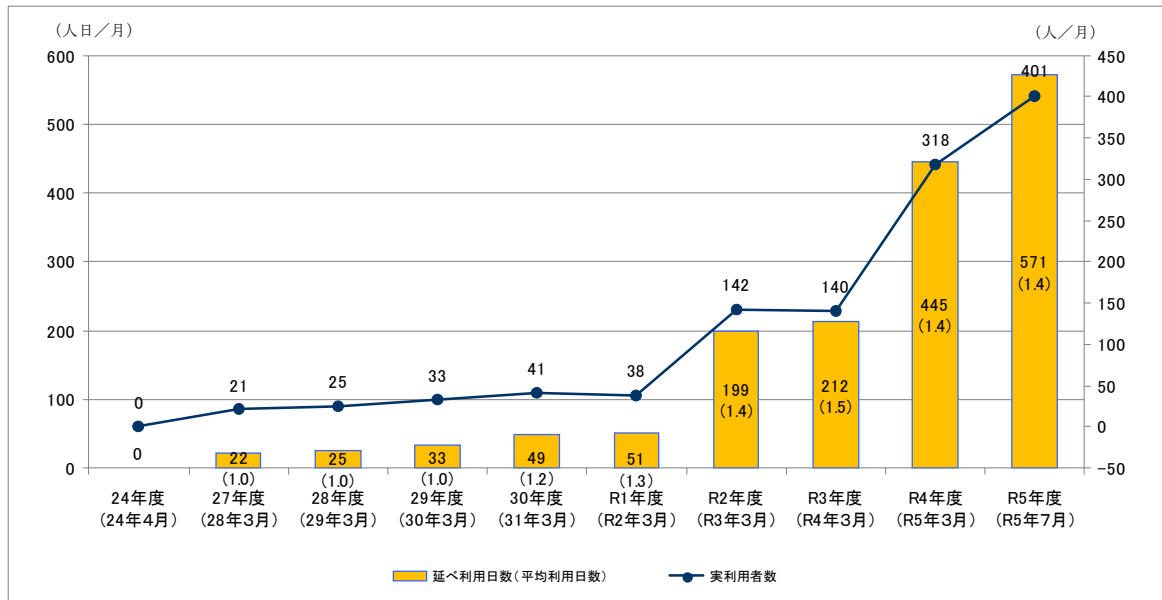
■ 図V-4-3 放課後等デイサービス 延べ利用日数及び実利用者数の推移



(4) 保育所等訪問支援

延べ利用日数、実利用者数ともに増加傾向にあります。(図V-4-4参照)

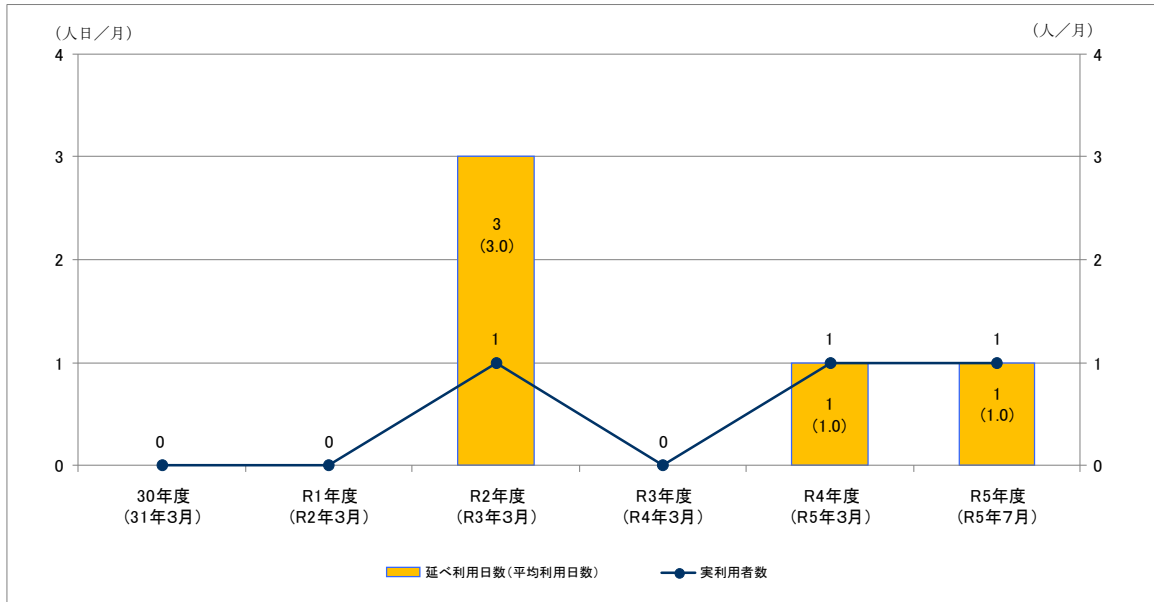
■ 図V-4-4 保育所等訪問支援 延べ利用日数及び実利用者数の推移



(5) 居宅訪問型児童発達支援

平成30年度に開始したサービスで、令和2年度及び令和4年度以降は利用実績がありますが、その数は少ない状況です。(図V-4-5参照)

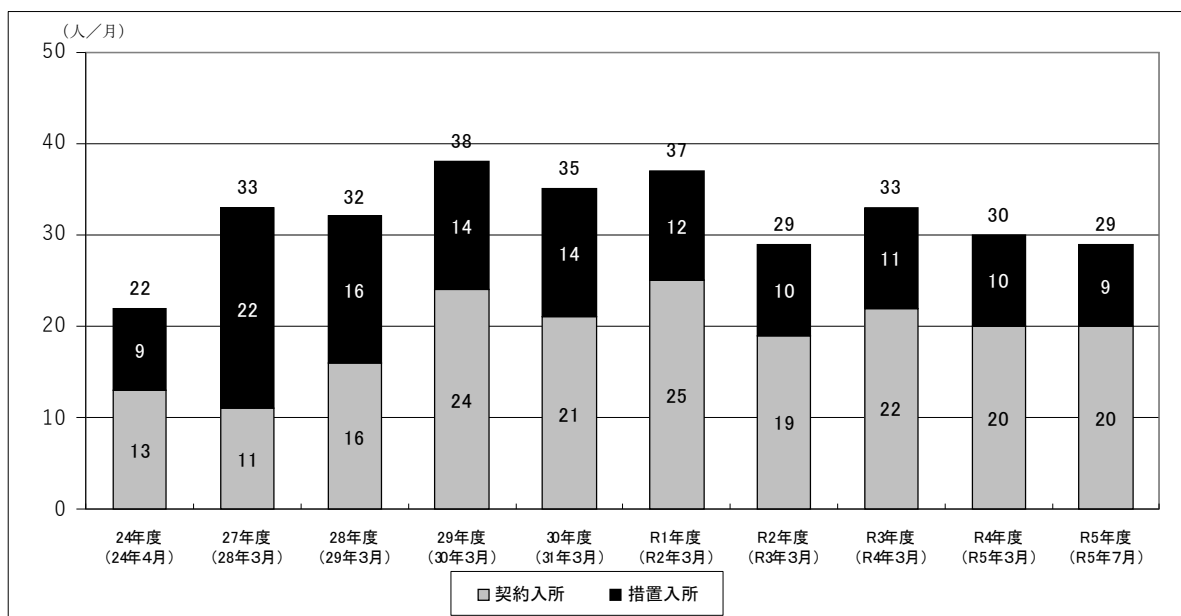
■ 図V-4-5 居宅訪問型児童発達支援 実利用者数の推移



(6) 福祉型障害児入所施設

令和元年度まで増加傾向であり、令和2年度以降はほぼ横ばいで推移しています。(図V-4-6参照)

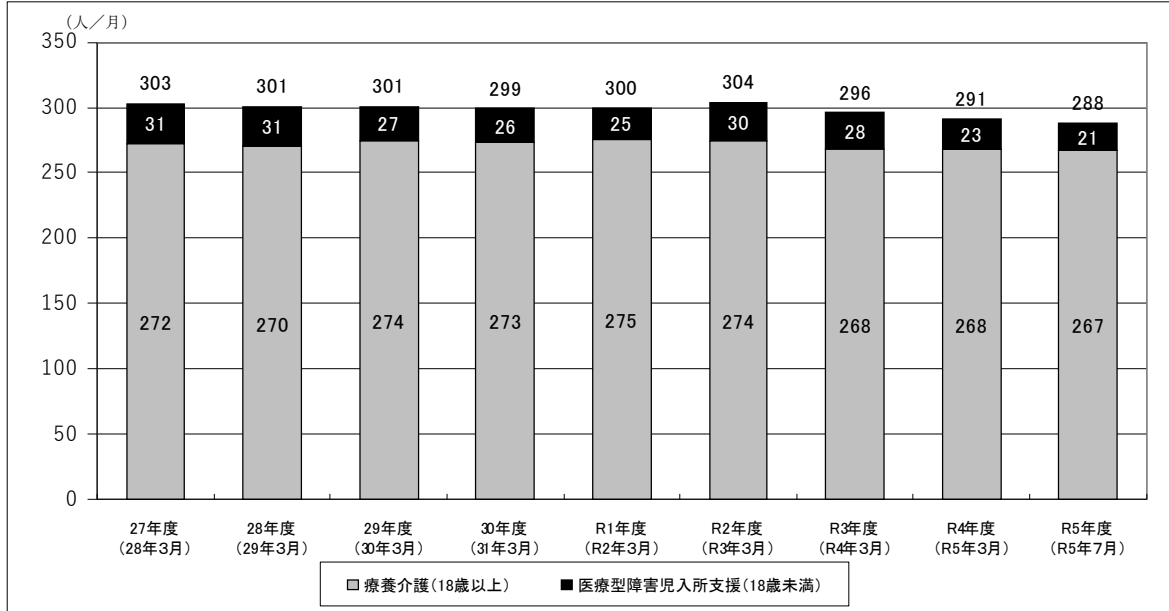
■ 図V-4-6 福祉型障害児入所施設 実利用者数の推移



(7) 医療型障害児入所施設

令和2年度までは横ばい、令和3年度以降は減少傾向で推移しています。(措置入所含む) (図V-4-7参照)

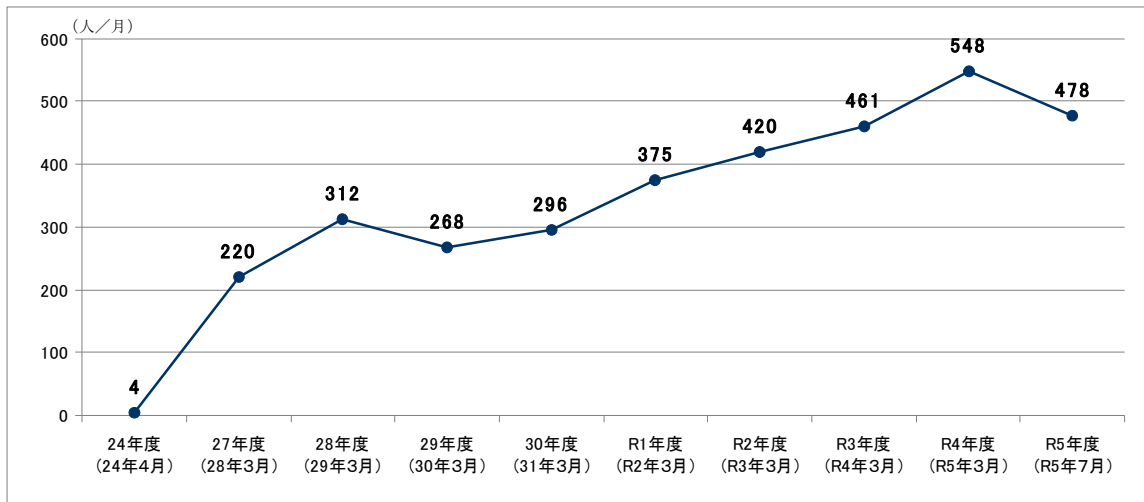
■ 図V-4-7 医療型障害児入所施設 実利用者数の推移



(8) 障害児相談支援

実利用者数は、年々増加傾向となっています。(図V-4-8参照)

■ 図V-4-8 障害児相談支援 実利用者数の推移



(9) サービス事業所の整備状況

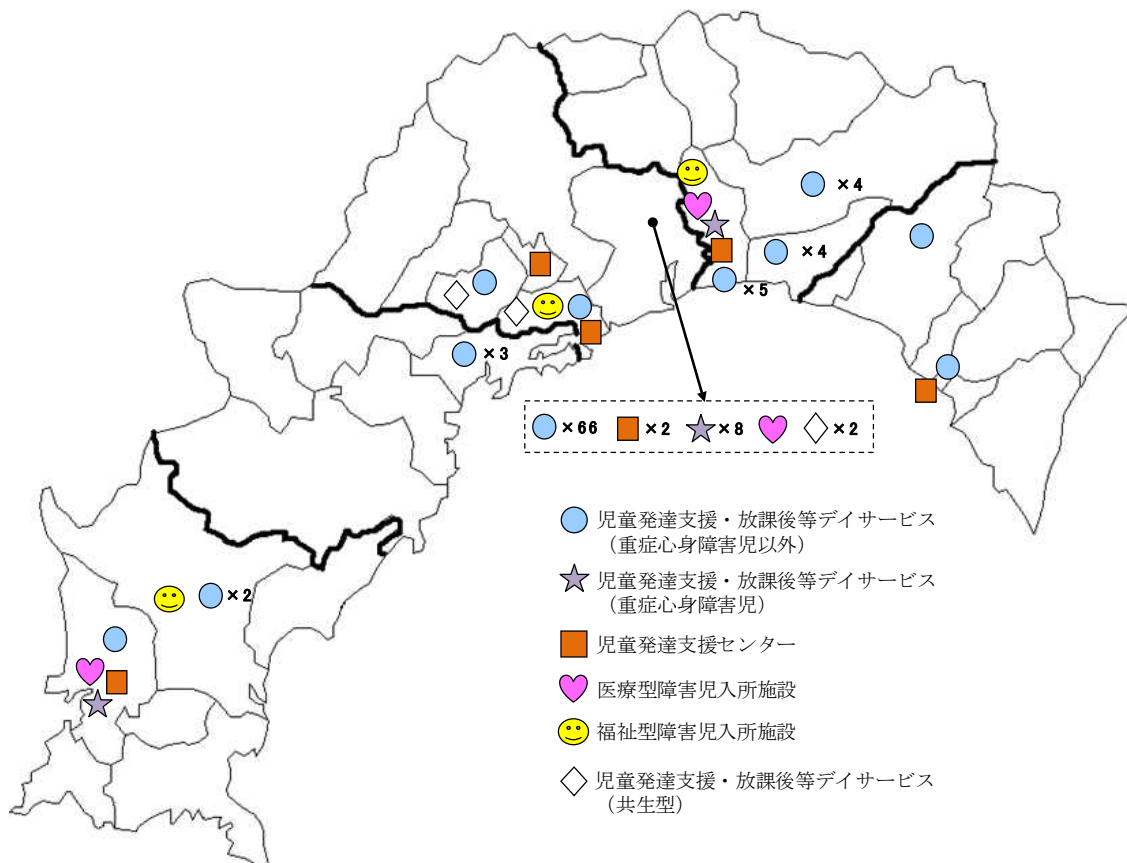
放課後等デイサービスの事業所数は大きく伸びましたが、その他のサービスではほぼ横ばいです。(表V-4-1参照)

また、高知市を中心とした県中央部に多くの事業所が集まり、特に安芸圏域や高幡圏域で整備が進んでいません。(図V-4-9参照)

■ 表V-4-1 サービス事業所数の推移

サービス名	平成24年 4月1日	令和3年 3月31日	令和4年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 7月31日
児童発達支援	10	30	37	45	45
児童発達支援センター	3	7	7	6	7
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援センター	1	1	1	1	1
放課後等デイサービス	10	88	96	106	107
保育所等訪問支援	4	22	31	38	43
居宅訪問型児童発達支援	—	2	3	3	3
福祉型児童入所施設	3	3	3	3	3
医療型児童入所施設	3	3	3	3	3
障害児相談支援	15	66	68	71	71

■ 図V-4-9 障害児施設の整備状況 (令和5年7月末現在)



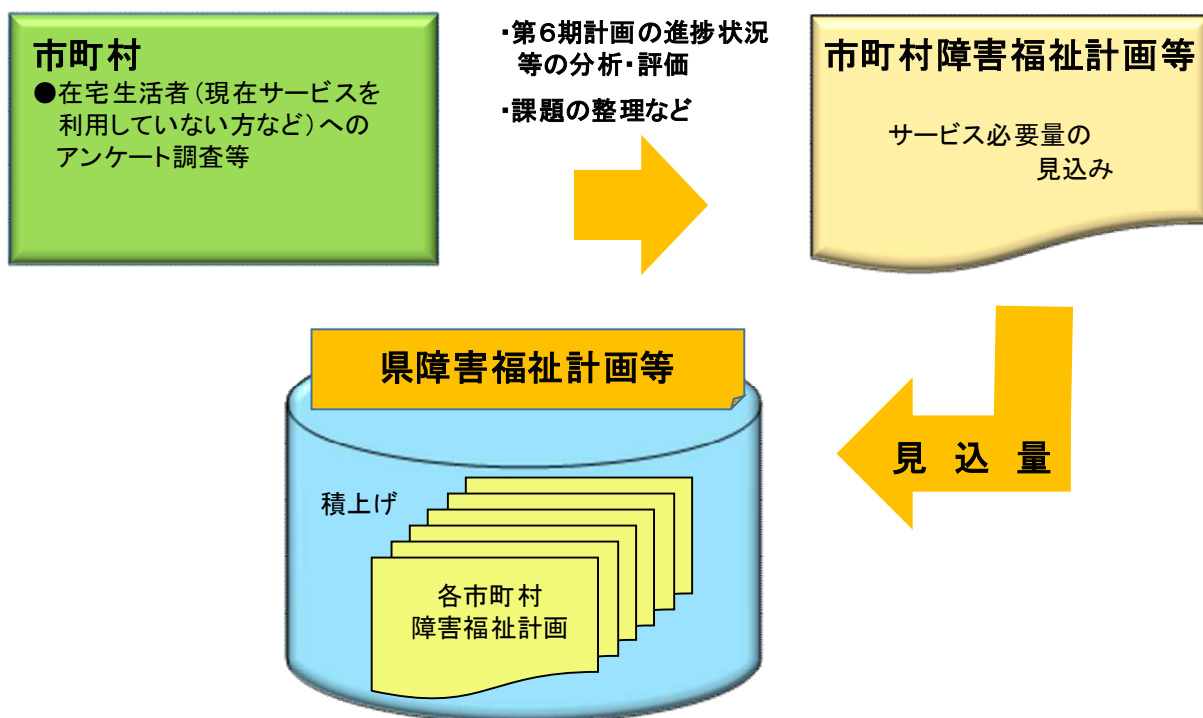
## 5 障害児通所支援・障害児入所支援の見込量

IV-2 (P50) の障害福祉サービス等の見込量の考え方と同様、障害児通所支援・障害児入所支援の各サービスの見込量を定めるにあたっては、市町村において、アンケート調査など可能な限りニーズの把握に努めたうえで、各サービス等の見込量を算出しています。

この計画における障害福祉サービス等の見込量は、市町村の障害福祉計画における見込量を積上げたものを基本として定めることとします。

### 【見込みにあたっての考え方】

#### ○ アンケート調査などによりニーズを把握



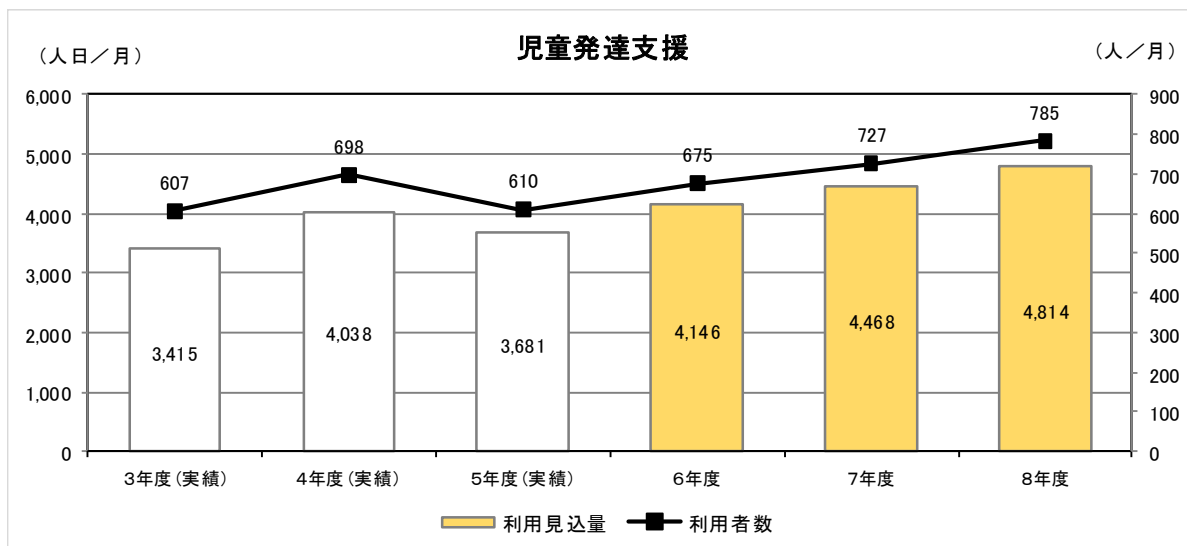
(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

< 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	431	425	422	422	431	420
	利用者数	76	81	66	69	71	70
中央東	見込量	410	548	434	470	480	506
	利用者数	82	92	68	86	88	94
中央西 (高知市)	見込量	2,307 (1,950)	2,779 (2,257)	2,567 (2,180)	2,886 (2,380)	3,215 (2,666)	3,551 (2,986)
	利用者数	411 (324)	470 (372)	417 (341)	434 (355)	484 (398)	537 (446)
高幡	見込量	94	89	112	198	166	136
	利用者数	18	25	36	59	58	55
幡多	見込量	173	197	146	170	176	201
	利用者数	20	30	23	27	26	29
合計	見込量	3,415	4,038	3,681	4,146	4,468	4,814
	利用者数	607	698	610	675	727	785

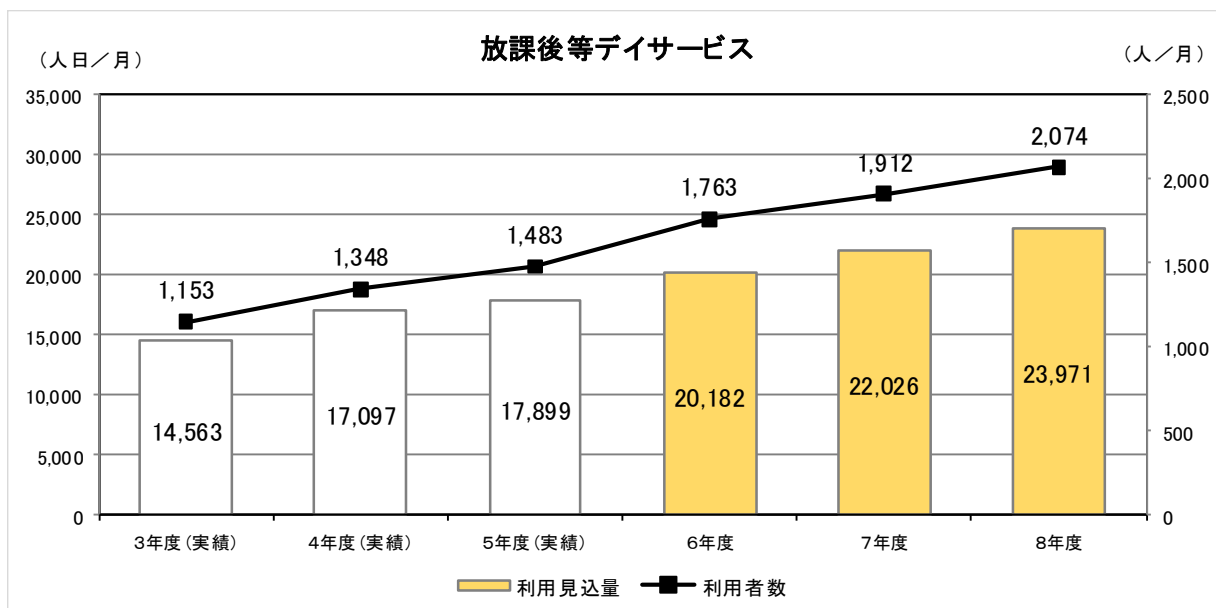
※令和3から5年度の利用実績は医療型と福祉型の合計（令和6年度から類型が一元化される）



② 放課後等デイサービス

< 1か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

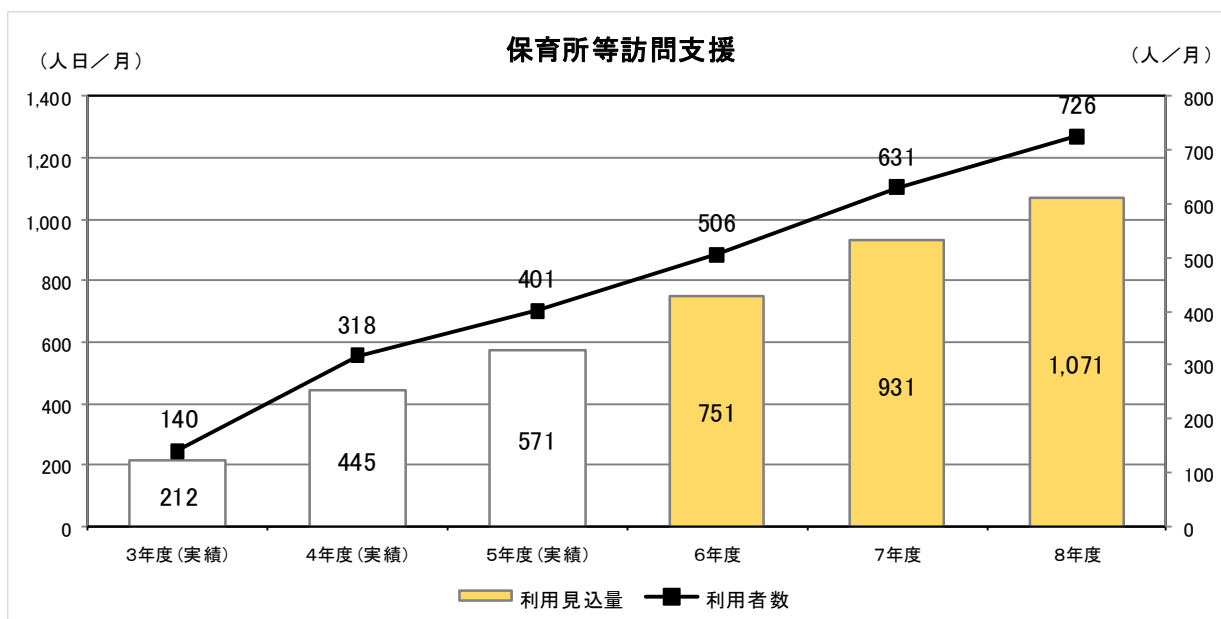
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	74	271	240	348	348	348
	利用者数	11	28	33	38	38	38
中央東	見込量	2,518	2,806	3,039	3,312	3,612	3,977
	利用者数	185	210	238	318	345	377
中央西 (高知市)	見込量	10,743 (9,657)	12,630 (11,358)	13,256 (12,026)	14,913 (13,055)	16,309 (14,361)	17,760 (15,754)
	利用者数	837 (707)	967 (823)	1,057 (903)	1,196 (974)	1,300 (1,071)	1,418 (1,178)
高幡	見込量	537	596	467	659	715	778
	利用者数	51	67	65	85	90	98
幡多	見込量	691	794	897	950	1,042	1,108
	利用者数	69	76	90	126	139	143
合計	見込量	14,563	17,097	17,899	20,182	22,026	23,971
	利用者数	1,153	1,348	1,483	1,763	1,912	2,074



③ 保育所等訪問支援

< 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	—	1	4	12	12	12
	利用者数	—	1	4	11	11	11
中央東	見込量	63	94	117	130	140	152
	利用者数	44	73	85	80	86	93
中央西 (高知市)	見込量	138 (112)	337 (261)	434 (355)	576 (476)	744 (643)	873 (772)
	利用者数	86 (69)	231 (186)	297 (250)	385 (330)	502 (446)	591 (535)
高幡	見込量	6	9	11	25	27	27
	利用者数	6	9	11	25	27	27
幡多	見込量	5	4	5	8	8	7
	利用者数	4	4	4	5	5	4
合計	見込量	212	445	571	751	931	1,071
	利用者数	140	318	401	506	631	726

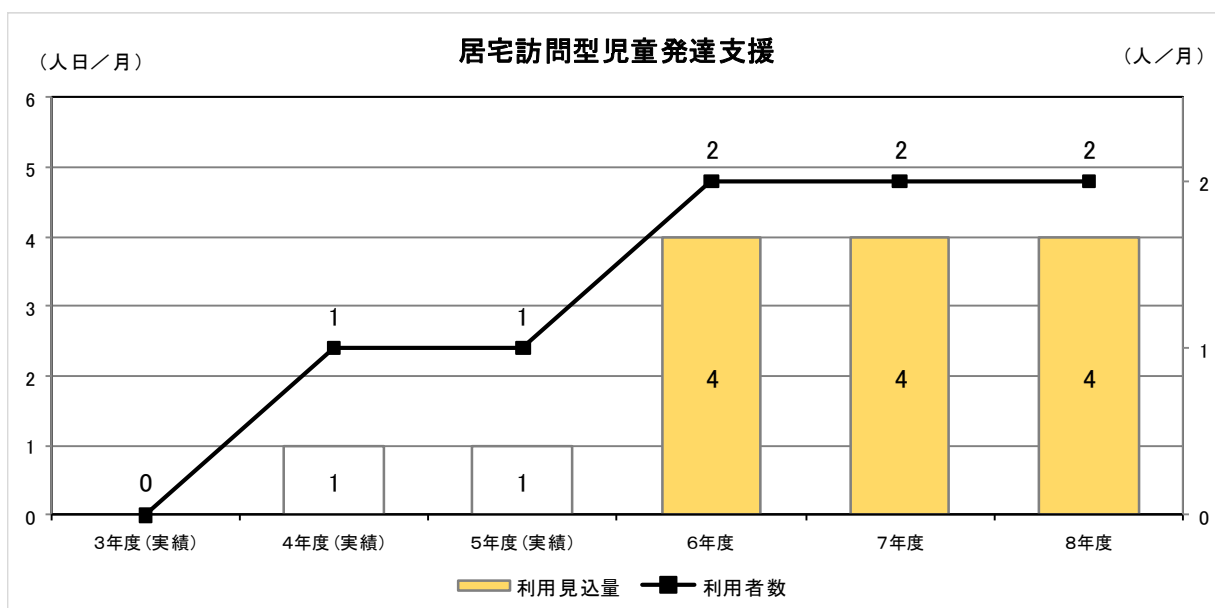




④ 居宅訪問型児童発達支援

< 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	—	—	—	—	—	—
	利用者数	—	—	—	—	—	—
中央東	見込量	—	—	—	—	—	—
	利用者数	—	—	—	—	—	—
中央西 (高知市)	見込量	—	1 (1)	1 (1)	4 (4)	4 (4)	4 (4)
	利用者数	—	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
高幡	見込量	—	—	—	—	—	—
	利用者数	—	—	—	—	—	—
幡多	見込量	—	—	—	—	—	—
	利用者数	—	—	—	—	—	—
合計	見込量	—	1	1	4	4	4
	利用者数	—	1	1	2	2	2



(2) 障害児入所支援

① 福祉型児童入所施設

< 1か月あたりの利用者数 (人/月) >

利用実績			利用見込		
3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
35	37	40	42	44	46

② 医療型障害児入所施設

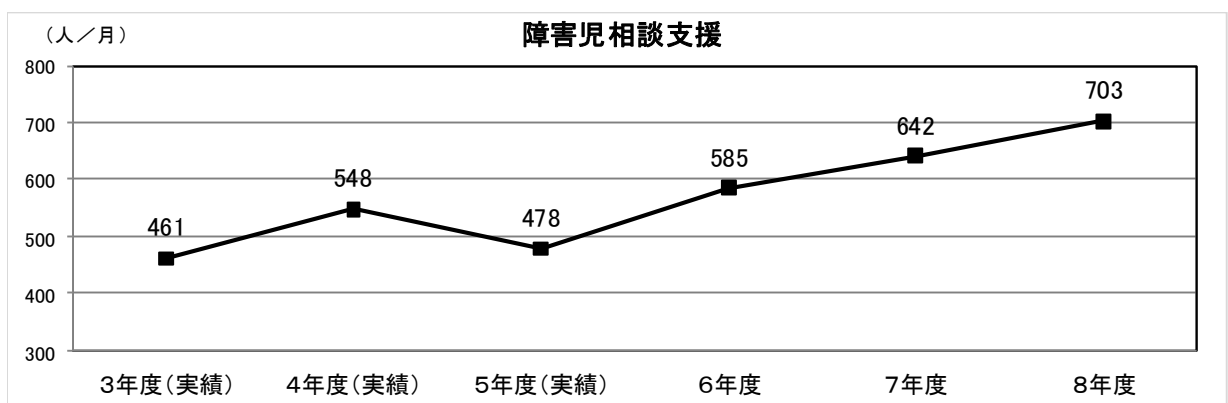
< 1か月あたりの利用者数 (人/月) >

利用実績			利用見込		
3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
26	25	23	23	23	23

(3) 障害児相談支援

< 1か月あたりの利用者数 (人/月) >

圏域	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	38	50	23	35	35	35
中央東	112	118	79	92	104	116
中央西 (高知市)	280 (214)	331 (240)	298 (234)	362 (278)	403 (311)	448 (348)
高幡	22	33	42	52	54	56
幡多	9	16	36	44	46	48
合計	461	548	478	585	642	703



## 6 必要な見込量の確保策等

### (1) 必要なサービスの供給体制の整備

#### ① 児童発達支援

児童発達支援は、保育所や幼稚園と並行して利用されることが多いため、1人が1か月あたりに6日利用すると想定して、必要な事業所数を見込みます。(令和5年7月時点における平均利用日数：6.1日/月)

圏域	圏域内定員 (R5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
安芸	20人	圏域内事業所利用見込者数(A)	68人	70人	69人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) $A \times 6/22$ 日	19人	19人	19人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
中央東	65人	圏域内事業所利用見込者数(A)	73人	76人	81人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) $A \times 6/22$ 日	20人	21人	22人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
中央西	412人	圏域内事業所利用見込者数(A)	459人	508人	564人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) $A \times 6/22$ 日	125人	139人	154人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
高幡	20人	圏域内事業所利用見込者数(A)	40人	38人	33人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) $A \times 6/22$ 日	11人	10人	9人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	1ヶ所	—	—

圏 域	圏域内定員 (R5年7月末現在)	項 目	6年度	7年度	8年度
幡多	45人	圏域内事業所利用見込者数(A)	27人	26人	29人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) $A \times 6/22$ 日	7人	7人	8人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—

上記は、市町村の見込量を基に算出していますが、支援を必要とする児童の実態調査結果では発達障害の子ども（疑いを含む）が相当数いることから、児童発達支援の利用につながる潜在的なニーズがあると考えています。このため、施設整備にあたっては、これらの状況を勘案しながらサービスの提供体制の整備を進めていきます。

※多機能型事業所の定員については、利用割合を勘案し、重症心身障害児以外を対象とする事業所は概ね1（児童発達支援）：1（放課後等デイサービス）、重症心身障害児を対象とする事業所は概ね2（児童発達支援）：3（放課後等デイサービス）で算出しています。

## ② 放課後等デイサービス

令和5年7月時点における放課後等デイサービスの1人あたりの平均利用日数は約2.8日/週でしたが、この事業は自立を促すよう発達支援を行う場であるとともに、放課後等の居場所としての役割も担っていることから、1人あたりの平均利用日数を3日/週（12日/月）と想定して、必要な事業所数を見込みます。

圏 域	圏域内定員 (R5年7月末現在)	項 目	6年度	7年度	8年度
安芸	10人	圏域内事業所利用見込者数(A)	33人	33人	33人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) $A \times 3/5$ 日	20人	20人	20人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	10人	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	1ヶ所	—	—
中央東	135人	圏域内事業所利用見込者数(A)	186人	215人	245人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) $A \times 3/5$ 日	111人	129人	147人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	12人
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	2ヶ所

圏 域	圏域内定員 (R5年7月末現在)	項 目	6年度	7年度	8年度
中央西	741人	圏域内事業所利用見込者数(A)	1,323人	1,428人	1,550人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) $A \times 3/5$ 日	794人	857人	930人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>53人</b>	<b>63人</b>	<b>73人</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>6ヶ所</b>	<b>6ヶ所</b>	<b>7ヶ所</b>
高幡	30人	圏域内事業所利用見込者数(A)	95人	96人	101人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) $A \times 3/5$ 日	57人	58人	61人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>27人</b>	<b>1人</b>	<b>3人</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>3ヶ所</b>	—	—
幡多	45人	圏域内事業所利用見込者数(A)	125人	138人	142人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) $A \times 3/5$ 日	75人	83人	85人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>30人</b>	<b>8人</b>	<b>2人</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>3ヶ所</b>	<b>1ヶ所</b>	—

※多機能型事業所の定員については、利用割合を勘案し、重症心身障害児以外を対象とする事業所は概ね1（児童発達支援）：1（放課後等デイサービス）、重症心身障害児を対象とする事業所は概ね2（児童発達支援）：3（放課後等デイサービス）で算出しています。

### ③ 保育所等訪問支援

現在、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用することができ、うち26市町村においては、2か所以上の事業所を利用することができます。

今後、事業所の無い地域に新たに3か所整備することとします。

### ④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害によって、児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な方を対象としていることから、まずは、地域にある児童発達支援などを行っている事業所に新たなサービスの実施を働き掛けるなど、必要な支援の確保に取り組みます。

### ⑤ 障害児入所支援

福祉型障害児入所支援については、近年は児童相談所の措置による入所が増加しており、児童養護施設など社会的養護関係施設からの措置変更もみられます。

令和2年4月に策定した「高知県社会的養育推進計画（令和2年～令和11年）」では、児童養護施設等に入所している児童のうち21%が特別支援学校や特別支援学級へ通学していることから、将来的には児童養護施設等の一部を障害児入所施設へ転換することも視野において在り方の検討を行っていくこととしています。

そのため、本計画期間中については既存施設で支援するものとし、必要入所定員総数を以下のとおり定めることとしつつ、将来的には社会的養育推進計画に合わせて検討を行うこととします。

必要入所定員総数	令和5年7月 時点の定員数	6年度	7年度	8年度
福祉型障害児入所施設	50人	50人	50人	50人
医療型障害児入所施設 (療養介護と合わせた定員)	313人	313人	313人	313人

## (2) 必要な見込量の確保等の方策

- 障害のある子どもは、できるだけ早い段階から、障害の特性に配慮した支援を行うことで、その後の発達や成人期の適応に良い影響を与えることが分かっています。このため、乳幼児健診などをきっかけとして適切な支援が受けられるよう、市町村や関係機関と連携しながら、確実にフォローアップを行うとともに、療育福祉センターで専門的な検査や相談支援を行います。
- 障害のある子どもへの支援に携わる人材の確保について、障害の特性や子ども一人ひとりの発達の状況に応じた専門性の高い支援が提供されるよう、専門機関による事業所への技術支援を行うとともに、相談支援専門員などの人材の育成と確保に取り組みます。また、発達障害児等の支援に携わる人材の支援力の向上を図るため、障害児通所支援事業所等の職員を対象として、体系的な研修を実施していきます。
- 基幹相談支援センターの設置を促進し、市町村や障害福祉サービス事業所等と連携して相談支援体制の充実を図ります。
- 事業所の参入が進みにくい中山間地域においては、介護保険施設・事業所における「共生型サービス」を含めた障害福祉サービスの参入を促進するなど、支援体制の整備を図ります。また、中山間地域などにおいて、遠隔地にある保育所等に訪問支援を行う事業所に対して助成するなど、保育所や幼稚園などにおいても、障害のある子どもへの適切な支援が行われるよう、保育所等訪問支援の充実を図ります。

- それぞれの地域で必要なサービスについて、市町村やサービスを提供する事業所等が情報を共有するとともに、連携してサービス確保等に取り組めるよう、市町村自立支援協議会におけるP D C Aサイクルに基づく分析や評価等の取り組みを支援します。(再掲)